

会員へのお知らせ

学会会員各位

2015年度（平成27年度）の指導医新規申請要件訂正に関するお知らせ

平成27年8月1日より産婦人科専門医制度に指導医が導入されます。先に「平成27年度に指導医の認定申請を希望される方は、以下をご参照のうえ所定の手続きをお取り下さい。」として申請資格要件をお知らせし、「2015年度（平成27年度）産婦人科専門医制度申請マニュアル」にも同じ申請資格要件を記載しておりましたが、1. 指導医新規申請の資格要件 1)から「専攻医指導施設もしくは医育機関の最新の研修プログラムにおいて研修の委託が記載されている施設で、」を削除いたします。

1. 指導医新規申請の資格要件

- 1) 申請する時点で~~専攻医指導施設もしくは医育機関の最新の研修プログラムにおいて研修の委託が記載されている施設で、~~常勤の産婦人科専門医として5年以上産婦人科の診療に従事している者(専門医取得年度は1年とみなす)。
- 2) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。
- 3) 産婦人科に関する論文で、次のいずれかの条件を満たす論文が2編以上ある者(註1)。
 - (1) 自らが筆頭著者の論文
 - (2) 第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し、専攻医を筆頭著者として発表した論文。
- 4) 本会が指定する指導医講習会を2回以上受講している者。この回数にはe-learningによる指導医講習を1回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容のe-learningは含めることができない。

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 小西郁生
中央専門医制度委員会委員長 吉川裕之